



改正後	改正前
<p><u>平成29年改正法附則第39条《手持品課税等》の規定に基づく手持品課税等の取扱いについては、次による。</u></p> <p><b>1 貯蔵場所の範囲等</b></p> <p>(1) <u>貯蔵場所には、酒類業者の店舗、倉庫、居宅等を含む。この場合、当該貯蔵場所の敷地が連続していない場所であっても、その位置、建物、設備及び管理の実態等からみて、機能的に同一の貯蔵場所と認められるもので、酒税の取締り上特に支障のないときは、一の貯蔵場所として取り扱う。</u></p> <p>(2) <u>一の税務署管内の2以上の場所で酒類を所持している場合において、手持品課税納税申告書にその旨の記載があり、かつ、当該申告に係る当該場所ごとの所持数量の内訳書の添付があったときは、当該場所を一の貯蔵場所（原則として、当該場所のうち引上対象酒類の所持数量が最も多い場所とする。）として取り扱う。</u></p> <p><b>2 所持する酒類の数量の算定等</b></p> <p><u>平成29年改正法指定時における引上対象酒類及び引下対象酒類の所持数量の算定等は、次による。</u></p> <p>(1) <u>平成29年改正法指定時における引上対象酒類の所持数量が1,800リットル（令和8年10月1日午前零時においては2,000リットル）以上であるかどうかの判定は、当該酒類業者が全ての貯蔵場所において所持する引上対象酒類の数量を合計して行う。</u></p> <p>(2) <u>貯蔵場所ごとの引上対象酒類及び引下対象酒類の所持数量は、当該場所における現実の所持数量による。</u></p> <p>(3) <u>貯蔵場所において所持する引上対象酒類及び引下対象酒類のうち、次に掲げるもので、その事実が帳簿等により明らかであり、かつ、他の引上対象酒類及び引下対象酒類と区分蔵置されているものは、所持数量に含めないこととして差し支えない。</u></p> <p><u>イ 平成29年改正法指定時において、他の者の所有に係るもの</u></p> <p><u>ロ 平成29年改正法指定時において、自己の用に供しているもの</u></p> <p>(注) 1 <u>他の者の所有に係る引上対象酒類及び引下対象酒類は、その所有者である酒類業者の所持数量に合計されていることを確認する必要があることに留意する。</u></p> <p>2 <u>「自己の用に供しているもの」とは、例えば、個人的消費、試験研究用又は展示見本等で、その数量</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>及び形状等から判断して、適当と認められる範囲のもの</u>をいう。</p> <p>(4) <u>平成29年改正法指定時において、運送業者、倉庫業者等他の者に寄託その他名目のいかんを問わず保管させている引上対象酒類及び引下対象酒類については、当該引上対象酒類及び引下対象酒類を保管させている酒類業者が当該保管場所を貯蔵場所として所持しているものとして取り扱う。</u></p> <p>(注) <u>平成29年改正法指定時において保税地域内に蔵置されている引上対象酒類及び引下対象酒類のうち、平成29年改正法指定時前に法第30条の3《引取りに係る酒類についての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告手続をしたもの(関税法第7条の2第2項《申告の特例》に規定する特例申告を行う場合にあつては、輸入の許可を受けたもの)については、当該保税地域を貯蔵場所として当該引上対象酒類及び引下対象酒類を所有する酒類業者が所持していることになるのであるから留意する。</u></p> <p>(5) <u>平成29年改正法指定時において、輸送途上にある引上対象酒類及び引下対象酒類については、(3)にかかわらず、荷受人である酒類業者がその荷受先となるべき貯蔵場所において所持しているものとして取り扱う。</u></p> <p>(6) <u>平成29年改正法指定時において貯蔵場所で所持する引上対象酒類又は引下対象酒類であつて、既にその一部が消費されており、かつ、容器内に残っている内容を合理的な方法により明確にできないものについては、(3)にかかわらず、所持数量に含めないこととして取り扱う。</u></p> <p><b>3 酒税額等の計算</b></p> <p>(1) <u>令和2年10月1日午前零時において実施する次に掲げる酒類に係る手持品課税等に係る酒税額の計算は、次による。</u></p> <p>(注) <u>1の(2)に該当する場合については、各貯蔵場所における所持数量を合計して酒税額を計算するのであるから留意する。以下(2)及び(3)において同じ。</u></p> <p>イ 手持品課税に係る酒税額</p> <p>(イ) <u>その他の発泡性酒類(平成29年改正法附則第34条《その他の発泡性酒類の範囲に関する経過措置》の規定により読み替えて適用される新酒税法第3条第3号ハ《その他の用語の定義》に規定するその他の発泡性酒類をいう。以下(2)までにおいて同じ。)(旧酒税法第23条第2項第3号イ及びロ《税率》に掲げるものに限る。)</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>平成29年改正法附則第36条第2項第3号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第23条第2項第3号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ロ) <u>果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第36条第3項第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と旧酒税法第23条第3項第2号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>ロ <u>手持品戻税に係る酒税額</u></p> <p>(イ) <u>発泡性酒類（令和2年10月1日午前零時において、平成29年改正法附則第36条第1項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》の税率が適用されるものに限る。）</u></p> <p><u>旧酒税法第23条第1項第1号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第1項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ロ) <u>発泡酒（令和2年10月1日午前零時において、平成29年改正法附則第36条第2項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》の税率が適用されるものに限る。）</u></p> <p><u>旧酒税法第23条第2項第1号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第2項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ハ) <u>その他の醸造酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>旧酒税法第23条第1項第2号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第1項第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ニ) <u>清酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>旧酒税法第23条第3項第1号《税率》に規定する税率</u></p>	

改正後	改正前
<p>により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第3項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</p> <p>(ホ) 雑酒（新酒税法第23条第4項第2号《税率》に掲げるもの及びその他の発泡性酒類に該当するものを除く。） 旧酒税法第23条第1項第4号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第23条第1項第4号に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</p> <p>(2) 令和5年10月1日午前零時において実施する次に掲げる酒類に係る手持品課税等に係る酒税額の計算は、次による。</p> <p>イ 手持品課税に係る酒税額</p> <p>(イ) 発泡酒（旧酒税法の規定によりその他の醸造酒、スピリッツ、リキュール又は雑酒とされていたもの（いずれもその他の発泡性酒類に該当するものに限る。）のうち、新酒税法第3条第18号ハ《その他の用語の定義》に該当するものに限る。） 平成29年改正法附則第36条第4項《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と同条第2項第4号に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</p> <p>(ロ) 発泡酒（旧酒税法第23条第2項第3号イ及びロ《税率》に掲げるものに限る。） 平成29年改正法附則第36条第5項第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と同条第2項第3号に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</p> <p>(ハ) 果実酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。） 新酒税法第23条第1項第2号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第3項第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</p> <p>ロ 手持品戻税に係る酒税額</p> <p>(イ) 発泡性酒類（令和5年10月1日において、平成29年改正法附則第36条第4項《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》の税率が適用されるものに限る。）</p>	

改正後	改正前
<p><u>平成29年改正法附則第36条第1項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と同条第4項に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ロ) <u>発泡酒（旧酒税法第23条第2項第1号《税率》に規定するものに限る。）</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第36条第2項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と同条第5項第1号に規定する税率により算出した酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ハ) <u>その他の醸造酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第36条第1項第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第23条第1項第2号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ニ) <u>清酒（その他の発泡性酒類に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第36条第3項第1号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第23条第1項第2号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p><u>③ 令和8年10月1日午前零時において実施する次に掲げる酒類に係る手持品課税等に係る酒税額の計算は、次による。</u></p> <p><u>イ 手持品課税に係る酒税額</u></p> <p>(イ) <u>発泡酒（旧酒税法第23条第2項第2号《税率》に規定するもの並びに同項第3号イ及びロに掲げるものに限る。）</u></p> <p><u>新酒税法第23条第1項第1号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第5項第2号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(ロ) <u>その他の発泡性酒類</u></p> <p><u>新酒税法第23条第2項《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法附則第36条第5項第3号《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>額に相当する金額</u></p> <p>(ハ) <u>低アルコール分の蒸留酒類等（措置法第87条の2の適用を受けるものに限る。）</u></p> <p><u>平成29年改正法による改正後の措置法第87条の2《低アルコール分の蒸留酒類等に係る酒税の税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と平成29年改正法による改正前の措置法第87条の2に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>ロ <u>手持品戻税に係る酒税額</u></p> <p>(イ) <u>発泡性酒類（イにおいて手持品課税の対象となる発泡酒、旧酒税法第23条第2項第1号《税率》の発泡酒及びその他の発泡性酒類を除く。）</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第36条第4項《発泡性酒類及び醸造酒類に係る税率の特例》に規定する税率により算出した場合の酒税額と新酒税法第23条第1項第1号《税率》に規定する税率により算出した場合の酒税額との差額に相当する金額</u></p> <p>(4) <u>所持数量等の端数計算</u></p> <p><u>所持数量及び酒税額の端数処理は、次による。</u></p> <p>イ <u>所持数量</u></p> <p><u>1容器当たりの数量はミリリットル位に、税率の適用区分の異なるごとの合計数量は10ミリリットル位にとどめ、それぞれの端数を切り捨てる。</u></p> <p>ロ <u>酒税額</u></p> <p><u>酒税額は、税率の適用区分ごとに円位に、手持品課税に係る酒税額から手持品戻税に係る酒税額を差し引いた後の納付税額は100円位にとどめ、それぞれの端数を切り捨てる。</u></p> <p><b>4 <u>手持品課税納税申告書の提出</u></b></p> <p><u>手持品課税納税申告書は、1(2)に該当する場合を除き、引上対象酒類及び引下対象酒類の貯蔵場所ごとに、各貯蔵場所の所轄税務署長宛にそれぞれ提出する。</u></p> <p><b>5 <u>手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出</u></b></p> <p>(1) <u>手持品課税等の適用を受ける旨の届出書の提出先</u></p> <p><u>複数の貯蔵場所において引上対象酒類を所持する場合、平成29年改正法附則第39条第2項《手持品課税等》に規定する届出書は、いずれかの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出することとして差し支えない。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>また、複数の貯蔵場所において引下対象酒類のみを所持する場合、平成29年改正法附則第39条第7項に規定する届出書は、貯蔵場所ごとに、それぞれの所轄税務署長に提出する必要があるから留意する。</u></p> <p><u>(2) 手持品課税等の適用を受ける旨の届出書が郵送等で提出された場合の取扱い</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第39条第2項又は第7項に規定する届出書が、郵送又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭でないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）に、その提出がされたものと取り扱う。</u></p> <p><b>6 平成29年改正法指定時以後における戻入れ等酒類の取扱い</b></p> <p><u>(1) 引上対象酒類</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第39条第1項、第14項又は第20項《手持品課税等》の規定により手持品課税が行われた引上対象酒類が、平成29年改正法指定時以後酒類の製造場に戻入れ又は移入（以下この6において「戻入れ等」という。）された場合における新酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用は、次による。</u></p> <p><u>イ 手持品課税済確認申請</u></p> <p><u>手持品課税が行われた引上対象酒類が、酒類の製造場に戻入れ等された場合において、当該製造場の所在地の所轄税務署長が、当該酒類の製造者の確認申請に基づき当該酒類について手持品課税が行われたことを確認した場合には、新酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、手持品課税に係る酒税額についても控除又は還付する。</u></p> <p><u>ロ 手持品課税対象証明申請</u></p> <p><u>イの確認は、当該製造場に戻入れ等された酒類が手持品課税の適用を受けたことについて、当該酒類に係る手持品課税納税申告書の提出を受けた税務署長が証明した書類により行う。</u></p> <p><u>ただし、当該製造場の所轄税務署長と当該手持品課税納税申告書の提出を受けた税務署長が同一である場合には、この証明によらず手持品課税納税申告書により確認することとして差し支えない。</u></p> <p><u>(注) 手持品課税が行われていない引上対象酒類が、酒類</u></p>	



改正後	改正前
<p><u>の製造場に戻入れ等された場合の新酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、平成29年改正法指定時以前の適用税率により課された酒税額を控除又は還付することに留意する。</u></p> <p>(2) <u>引下対象酒類</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第39条第4項、第17項又は第23項《手持品課税等》の規定により手持品戻税が行われた引下対象酒類が、平成29年改正法指定時以後酒類の製造場に戻入れ等された場合における新酒税法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の規定の適用に当たっては、平成29年改正法指定時における適用税率により課された酒税額を控除又は還付する。</u></p> <p><b>7 その他</b></p> <p>(1) <u>手持品課税等に関する反面調査に係る質問検査権の範囲</u></p> <p><u>平成29年改正法附則第39条第27項《手持品課税等》の規定により、手持品課税等に関する調査については、手持品課税等の対象となる引上対象酒類又は引下対象酒類を保管したと認められる者又は保管すると認められる者に対して通則法第74条の4第3項《当該職員の酒税に関する調査等に係る質問検査権》の権限が及ぶのであるが、この「保管したと認められる者又は保管すると認められる者」には、酒類業者と寄託契約等を結んでおらず、単に酒類を預かって保管する者等も含まれるのであるから留意する。</u></p> <p>(2) <u>罰則の適用</u></p> <p><u>偽りその他不正の行為によって平成29年改正法附則第39条第9項（同条第19項又は第25項において準用する場合を含む。）の規定による還付を受け、又は受けようとした者に対しては同条第28項の規定を、手持品課税納税申告書をその提出期限までに提出しないことにより酒税を免れた者に対しては同条第30項の規定を、手持品課税納税申告書をその提出期限までに提出しなかった者に対しては同条第32項の規定を、偽りその他不正の行為によって手持品課税に係る酒税を免れ又は免れようとした者に対しては、法第55条第1項に規定する罰則規定を厳格に適用する。</u></p> <p>(注) <u>これらの規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者に対しては、行政手続法（平成5年法律第88号）に則り、法第12条第2号《酒類の製造免許の取消し》又は法第14条第2号《酒類の販売業免許の取消し》の規定による免許の取消しに係る聴聞を行うのであるから留意す</u></p>	

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>(3) <u>沖縄県産酒類の手持品課税等</u></p> <p><u>沖特法第80条第1項第1号《内国消費税等に関する特例》の規定により酒税の軽減を受けた沖縄県産酒類で、酒類業者がその沖縄県内における貯蔵場所で所持する引上対象酒類及び引下対象酒類に係る手持品課税等は、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（平成31年政令第107号）による改正後の沖特令第89条《酒税の軽減を受けた酒類に係る手持品課税等》の規定に基づき、この通達に準じて取り扱う。</u></p>	